

三次市教育委員会告示第23号

三次市臨時的任用教員に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成24年8月28日

三次市教育委員会委員長 沖田 稔

三次市臨時的任用教員に関する要綱の一部を改正する告示

三次市臨時的任用教員に関する要綱（平成16年三次市教育委員会告示第20号）の一部を次のように改正する。

第7条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第9条の規定による免許状更新講習を受講する場合の服務については、職務専念義務免除とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成24年9月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行前にこの告示による改正前の三次市臨時的任用教員に関する要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。